

熊本県環境センター環境教育指導者派遣制度の概要

1 環境教育指導者派遣制度とは

環境教育を推進するために、県内で実施される環境学習会や自然観察会などを対象として環境センターに登録された指導者を派遣する制度です。

2 派遣の対象となる講演会、学習会等

(1) 対象となる主催者

市町村、公民館、小・中・高校、各種学校、自治会、PTA、住民団体など

(2) 対象となる講演会、学習会、観察会等の内容

① 講演会、学習会

- ・地球環境問題や省エネルギー・省資源など環境の保全に関するもの
- ・野生動植物の保護など自然環境に関するもの
- ・水質の浄化やごみとリサイクルなど生活環境の維持や改善に関するもの

② 観察会（フィールドワーク）

- ・動物や植物及びこれら相互のつながりや環境との関わりなどに関するもの
- ・大気や水象・地象など環境に係わる観測や測定に関するもの

(3) 受講者数

概ね30人以上が参加する講演会、学習会、観察会等を派遣対象とします。

3 申請の手続き

(1) 環境教育指導者派遣のための申請

申請に先立ち、まず電話でどのような内容で派遣を希望するのかお知らせください。その後、実施予定日の4週間前までに申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、講演会等の日程のわかるものを添えて、熊本県環境センターに提出してください。

(2) 環境教育指導者派遣決定通知

申請書を審査し、適当と認めたときは決定書（様式第2号）により通知します。

(3) 実施報告

主催者は、講演会、学習会などを実施した日から10日以内に、報告書（様式第3号）を熊本県環境センターに提出してください。

4 環境教育指導者への謝金など

環境教育指導者への謝金、旅費については熊本県環境センターが負担します。

5 申請及び問い合わせ先

熊本県環境センター

〒867-0055 水俣市明神町55番1号

電話 0966-62-2000

E-mail kankyo-center@dance.ocn.ne.jp

HP <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/50/51621.html>



環境指導者派遣制度の仕組み

